

四日市港管理組合建設工事指名基準の運用基準

(平成 6年4月 1日制定、施行)
 (平成14年7月30日制定、施行)
 (平成18年2月21日制定、施行)
 (平成19年6月 1日制定、施行)

四日市港管理組合建設工事指名競争入札参加者指名要綱第3条第1項に規定する指名基準の運用については、建設業者の指名機会を均等に確保する等の観点から厳正に行うため、次に掲げる運用基準に留意する。

指名基準	運用基準
第1号 建設工事等の技術的適性及び工事経歴	<p>(1)当該建設工事等と同種工事の施工実績があり、当該工事の施工に必要な施工管理・品質管理等の技術的水準が確保されていること。 (2)組合発注の建設工事等の施工成績が優秀である場合は考慮できること。</p>
第2号 建設工事等の実施場所及び地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地を考慮し、四日市港における工事の施工特性に精通し、工事の工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施していく体制が確保されていること。</p>
第3号 手持ち工事の状況及び技術者数	<p>手持ち工事の状況及び発注予定工事種別を施工する有資格者技術者数から当該建設工事等を施工していく能力が確保されていると認められること。</p>
第4号 建設工事等の施工についての不正、不誠実な行為の有無	<p>(1)資格(指名)停止期間中でないこと。また、他に不正、不誠実な行為がないこと。 (2)一括下請又は下請代金の支払遅延等建設業法を遵守していないことが関係行政機関からの情報で明確で、かつ、下請契約関係が不適当な状態のまま継続していないこと。 (3)組合発注の建設工事等の施工に関し、工事請負契約書等の条項に従わずまた発注者の是正指示に従わない等の不誠実な行為が継続していないこと。 (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営していることから公共工事からの排除要請があり、請負者として不適当な状態のまま継続していないこと。</p>
第5号 その他安全管理、労働福祉等競争入札審査会が必要と認める事項	<p>(1)手形交換所による取引停止処分・主要取引銀行からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。 (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。 (3)経営状態が著しく不健全でなく、適正な施工の確保が見込まれること。 (4)組合発注の建設工事等の施工に関し、安全管理の改善について労働基準監督署からの指導を受け、かつ、この改善を未だ行っていない等明らかに請負者として不適当でないこと。</p> <p>なお、過去2年間に死亡事故又は休業8日以上の傷害事故の発生がない等安全管理成績が優秀な場合は考慮できること。</p> <p>(5)賃金支払に関し、労働基準監督署から不払等の情報が通報され、かつ、この改善を未だ行っていない等明らかに請負者として不適当でないこと。</p> <p>(6)建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰等を受けている場合は考慮できること。</p>

(注) 「一般(指名)競争入札参加資格の再審査」については、「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」(平成6年1月18日付け建設省厚発第20号)及び「民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の一般競争参加資格の取扱いについて」(平成12年6月1日付け建設省厚契発第20号)に準じて取扱うこととする。

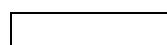
三重県建設工事指名基準の運用基準(第5号に関する補足)

1 会社更生法関係

会社更生法手續開始の申立	会社更生法手續開始	入札資格の再審査に係る認定
--------------	-----------	---------------

2 民事再生法関係

民事再生法手續開始の申立て	民事再生法手續開始	入札資格の再審査に係る認定
---------------	-----------	---------------



指名しない期間